

平成29年第13回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年12月26日(火) 午後4時00分～

2. 開催場所 宇土市役所 防災棟会議室

3. 出席委員 (12人)

農業委員	金田起代子	中山 一一	谷山 次則	佃 正人
	田代 洋一	齊藤 英次	境 良一	本田 孝徳
	山本 賢一	太田 桂子	佐美三 守	堀 城

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事録署名者指名 田代 洋一議長

議事録署名委員 金田起代子 中山 一一

6. 議 事

- (1) 議案 第47号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- (2) 議案 第48号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
- (3) 議案 第49号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- (4) 議案 第50号 農地の相続税猶予に対する的確証明願いについて
- (5) 議案 第51号 農用地利用集積計画の同意について
- (6) 報告12号 農地法第18条6項の規定による農地の合意解約について

唯局長 こんにちは。

今年も残すところ5日間となり、委員の皆様には非常にお忙しい中だったかと思いますが、ご出席いただきましてありがとうございます。今回は、本年最後の第13回通常総会です。総会終了後、忘年会を開催しますので、ご出席いただきます方はよろしくお願ひします。

それでは只今から、総会を始めさせていただきます。

本日の農業委員さんのご出席者数は12名中、全員ご出席をいただいておりますので、本日の総会が成立したことをご報告します。

開会にあたりまして、田代会長からご挨拶をお願いします。

田代会長 こんにちは。
委員の皆様には年末のお忙しい中に、第13回の農業委員会総会にご出席いただきましてありがとうございます。早いもので、7月に委員の任命を受けてから5か月になりました。総会も6回目になったということで、今日は忘年会もあるということでスムーズな議事進行をお願いして、簡単ですがあいさつとさせていただきます。

唯局長 ありがとうございました。
次に議長選出になりますが、宇土市農業委員会会議規則第5条により、田代会長に議長をお願いします。

田代議長 それでは、平成29年第13回農業委員会総会を開会します。しばらくの間、議長を務めさせていただきます。まず、議事録署名委員の指名であります。議長において指名することによってよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

田代議長 それでは、金田委員さんと中山委員さんをお願いします。

それでは只今より議案審議を行います。
まず、申請書の確認委員さんより申請内容について説明をお願いします、後から事務局の補足説明の上、可否の判断をしていただくということになっております。確認委員さんには説明をよろしくをお願いします。

それでは、今月の議案審議をお願いします。

議案第47号、農地法第3条の規定による農地所有権移転等の許可申請に対する審議についてを議題とします。

申請番号1番について、確認委員さんは佐美三委員さんですので、説明をよろしくをお願いします。

佐美三委員 はい。申請番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・土地の所在地は議案書記載の通りです。登記3筆とも田、現況3筆とも田、登記面積3筆合計1179㎡、耕作面積19624.3㎡、申請面積1179㎡、貸借形態所有権有償です。譲受理由規模拡大、譲渡理由経

営縮小，家族2人，権利の種類は売買です。よろしくお願ひします。

田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願ひします。

事務局 申請番号1番について説明します。申請地までの通作距離は約300mで，農業年数40年，農機具も所有し，主たる作物は米・みかんになります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について，委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので，1番については承認をいたします。申請番号2番・3番については同一案件ですので，一括して説明をお願ひします。確認委員さんは山本委員さんですので，説明をお願ひします。

山本委員 それでは2番・3番について説明します。譲受人，譲渡人，土地の所在地は議案書記載の通りでございます。登記畑，現況畑，登記面積2筆合計で2542㎡です。耕作面積は20441㎡，申請面積は2542㎡，所有権有償でございます。譲受理由としては規模拡大，譲渡理由は経営縮小となっております。家族2名，権利の種類は売買です。続けて3番について説明します。譲受人，譲渡人，土地の所在地は議案書記載の通りです。登記畑，現況畑，登記面積918㎡，耕作面積は20441㎡，申請面積は918㎡，貸借形態は所有権有償となっております。譲受理由は規模拡大，譲渡理由は経営縮小となっております。家族2名，権利の種類は売買となっております。よろしくお願ひします。

田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願ひします。

事務局 申請番号2番・3番について説明します。申請地までの通作距離は100mで，農業年数40年，農機具も所有し，主たる作物は米・野菜

になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号2番・3番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、2番・3番については承認をいたします。
申請番号4番について、確認委員は太田委員さんですので、説明をよろしくをお願いします。

太田委員 はい。申請番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・土地の所在地は議案書記載の通りです。登記田，現況畑，登記面積218㎡，耕作面積17716㎡，申請面積218㎡，貸借形態所有権有償です。譲受理由規模拡大，譲渡理由経営縮小です。家族2人，権利の種類は売買となっております。よろしくをお願いします。

田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号4番について説明します。申請地までの通作距離は約50mで，農業年数41年，農機具も所有し，主たる作物は米になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号4番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、4番については承認をいたします。
申請番号5番について、確認委員は太田委員さんですので、説明をよろしくをお願いします。

太田委員 はい。申請番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・土地の所在地は議案書記載の通りです。登記田，現況田，登記面積423㎡，

耕作面積 8 5 2 6 m², 申請面積 4 2 3 m², 貸借形態所は有権有償, 譲受理由規模拡大, 譲渡理由経営縮小です。家族 2 人, 権利の種類は売買となっております。よろしくお願ひします。

田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願ひします。

事務局 申請番号 5 番について説明します。申請地までの通作所要時間は徒歩 3 分で, 農業年数 3 9 年, 農機具も所有し, 主たる作物は米になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号 5 番について, 委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので, 5 番については承認をいたします。申請番号 6 番について, 確認委員は本田委員さんですので, 説明をよろしくお願ひします。

本田委員 申請番号 6 番について説明します。譲受人・譲渡人・土地の所在地は議案書記載の通りです。登記田, 現況田, 登記面積 1 1 7 1 m², 耕作面積 1 7 3 1 5 m², 申請面積 1 1 7 1 m², 貸借形態所は有権無償, 譲受理由は特定遺贈, 家族 2 人, 権利の種類は遺贈です。よろしくお願ひします。

田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願ひします。

事務局 申請番号 6 番について説明します。申請地までの通作距離は 4 km で, 農業年数 4 8 年, 農機具も所有し, 主たる作物は米になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号 6 番について, 委員さんのご意見はありませんか。

- 委員 6番で譲渡人の場合、未相続地の申請は可能なのでしょうか。
- 事務局 これは未相続というよりも公正証書等によって、これだけ遺産としますよと決められたもので、遺贈というものは2種類ほどありますが、特定遺贈に当たる場合は許可が必要となっておりますので今回の申請となっております。特定遺贈とは、持っている農地の中でこの農地と指定して遺贈するものです。
- 田代議長 ほかにご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 田代議長 異議なしということですので、議案第47号の6件はすべて承認されましたので、許可書の交付を行います。
- 次に議案第48号、農地法第4条の規定による農地転用の許可申請に対する審議についてを議題といたします。
- 申請番号1番について、確認委員さんは中山委員さんですので、説明をお願いします。
- 中山委員 はい。申請番号1番について説明します。申請人、土地の所在地は議案書記載の通りです。登記畑、現況畑、登記面積83㎡、転用目的は通路です。よろしくをお願いします。
- 田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。他に事務局より補足説明がありましたらお願いします。
- 事務局 申請番号1番について補足説明します。地図は6ページです。申請人は松山町に居住する個人であり、息子さんが申請地の隣接地に個人住宅を建設予定であり、その通路として今回の転用申請となりました。申請地は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地に位置付けられると思われれます。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について委員さん方のご意見はございませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、1番については承認をいたします。以上で議案第48号については承認を得ましたので、許可書の交付を行います。

次に議案第49号、農地法第5条の規定による農地転用の権利移転を伴う許可申請に対する審議についてを議題とします。
申請番号1番について、確認委員さんは中山委員さんですので説明をお願いします。

中山委員 申請番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・土地の所在地は議案書記載の通りです。登記田，現況畑，登記面積711㎡，うち転用面積も711㎡，権利の種類は所有権有償，売買です。転用目的は建売住宅4棟，177.19㎡です。よろしくをお願いします。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号1番について補足説明します。地図は10ページです。
申請人は宮崎市で住宅の建築や販売などを営む法人であり、戸建て住宅の建設用地を探していたところ、申請地が花園小学校に近く、周辺に物販施設もあり、適していると考え今回の転用申請となりました。
申請地は上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に花園小学校及び花園幼稚園があるため、第3種農地になると思われます。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について委員さん方のご意見はございませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、1番については承認をいたします。

申請番号2番について、確認委員さんは本田委員さんですので、説明をお願いします。

本田委員 申請番号2番について説明します。譲受人・譲渡人・土地の所在地は議案書記載の通りです。登記田，現況池沼，登記面積は322㎡，権利の種類は所有権有償，売買です。転用目的は境内敷地拡張。以上です。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号2番について補足説明します。地図は11ページです。申請人は新開町の宗教法人であり，隣接地に荒廃した農地があり，整地して参拝者の駐車場とすることを計画し，今回の転用申請となりました。申請地は，第1種農地，第2種農地及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり，第2種農地に位置付けられると思われれます。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号2番について委員さん方のご意見はございませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので，2番については承認をいたします。申請番号3番について，確認委員さんは本田委員さんですので，説明をお願いします。

本田委員 申請番号3番について説明します。譲受人・譲渡人・土地の所在地は議案書記載の通りです。登記畑，現況畑，登記面積は172㎡，権利の種類は所有権有償，売買です。転用目的は農業用倉庫60㎡です。以上です。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号3番について補足説明します。地図は12ページです。

申請人は、城塚町に居住する個人であり、農業の経営拡大により農業用倉庫を建てる土地を探していたところ、申請地が自宅からも近く適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号3番について委員さん方のご意見はございませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、3番については承認をいたします。申請番号4番について、確認委員さんは中山委員さんですので、説明をお願いします。

中山委員 申請番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・土地の所在地は議案書記載の通りです。登記畑，現況畑，登記面積2筆合わせて276㎡です。権利の種類は使用貸借権設定です。転用目的は個人住宅。よろしくをお願いします。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号4番について補足説明します。地図は14ページです。この案件は4条申請と関連するもので、申請人は現在一里木町に居住する個人で、現在の住居が子供の成長とともに手狭となり、住宅の建築を計画していたところ、父親が所有する今回の申請地があり、自宅にも近く適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号4番について委員さん方のご意見はございませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、4番については承認をいたします。申請番号5番について、確認委員は私ですので説明します。譲受人・譲渡人・土地の所在地は議案書記載の通りです。登記田2筆、現況も田が2筆。登記面積は2筆合計で4669㎡です。権利の種類は賃借権設定で、転用目的は倉庫2棟2380㎡です。以上です。

田代議長 事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 申請番号5番について補足説明します。地図は14ページです。申請人は走潟町に居住し、馬之瀬町で土木業を営む法人で、事業の拡大を計画しており、受注を行うには受け入れ態勢として資材、工事用車両等を置くための倉庫2棟の建設が必要となり、建築可能な土地を探していたところ、申請地以外に条件を満たす土地がなく、今回の転用申請となりました。申請地は、10ヘクタール以上の農地の広がりがあり、第1種農地になると思われませんが、不許可の例外に該当するものと思われま。ただし、この案件は3000㎡を超える転用申請となりますので、県ネットワーク機構常設審議委員会への諮問となります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号4番について委員さん方のご意見はございませんか。

委員 県の方に諮問するのですね。

田代議長 はい。諮問します。

委員 例外とはどういうものですか。

事務局 基本、第1種農地として見てるので、1種農地は転用は不可なんですが、ただ、例外というものがいくつかありまして、その例外に当てはまるならば転用可能となるものがあります。その一つに、集落接続として、集落に接続していれば倉庫とか住宅を建てる場合は可能となります。ただし、転用申請者がその集落に居住していないと認められないというのはあります。今回の場合は集落接続ということで提出して

います。

委員 この申請地ですけど、地図を見てもらえばわかりますが、道路の西側に四角いのが3つありますのは、これは温室ハウスなんですよ。それで今回建てる倉庫が2400㎡近くある大きな倉庫ですので、日照権があるのかどうかはわかりませんが、高さが7mとか8mなど大きなものが建ちますと、午前中1～2時間は日光が当たらないわけですよ。そうすると、かなり農家の栽培に悪影響が出ると思うので、その調整を農業委員会が図面などを参考に調整できればスムーズに進むと思いますが、道路に隣接して大きなものが建つと、大変なことになるのではないかと危惧しております。

事務局 手元に資料を持ってきておりませんが、今回は南北に2棟建つ予定です。道から倉庫までは距離は確か5m位だったと記憶してます。

委員 野菜の栽培には午前の日照というのが、大変重要なんですよ。それに南北に細長い1200㎡のが2棟建つとなると、5mでも2時間とか日照が来ないとなると、トラブルの原因となるのではないかと。少しでも道路から引いてもらうよう、話し合いが必要と思います。

事務局 委員さんの意見として、間には行政書士も入っておりますので、許可書を出すまでにはその話はしたいと思います。道路からの距離は調べます。

委員 申請者は市役所の仕事も請け負う会社で、同じ宇土市に住む方同士なので、穏便に進むようお願いしたい。

委員 私もこの土地は知っていますが、優良農地ですよ。その中にこの広い農地転用をされることに何か疑問を感じるのですが、他に違う土地があれば、そちらに建ててもらえればと思うんですが。優良農地はなるべく残していきたくというのが私達の考えなんですけど、県のほうでどう判断されるかはわかりませんが、宇土市で許可を出すことには疑問を感じます。

事務局 事業計画等で書かれていた内容としては、代替性等の検討ということで、他にどこかないだろうかという表も出してもらっていますが、それ

を見ると、まず農地以外を探した。それと住所から馬之瀬町の事業所までの間で探された。しかしこの面積のものはなかった。また他の農地も探したけどなかったという検討はされております。

委員 他の農地も探したということですが、ここは昨年売買されてますよね。それは、最初から目的があったのではないか。昨年売買時は、資材置き場としての申請だったのではなかったかと思いますが。

事務局 その時は3条申請で、農地として買われています。1年前のことです。

委員 農地として買われた場合は3年間くらい農地として残してもらえないかと、以前話があったかと思いますが。昨年農地として買われて、すぐに転用申請となると、次々に開発は増えてくると思います。

事務局 しかしこれは内規的なもので、宇土市だけに限らず内規を作っている市町村はあるかと思います。いろいろな研修などでも話があがりますが、しかし、法規にそういう縛りがないというのが実情です。そういう中で、農業委員会の中で考えられることではあると思います。

田代議長 他にありませんか。

事務局 意義があるようであれば、多数決で決めるしかないかなと思いますが。

田代議長 それでは決を取りましょうか。

委員 その前に、現場を確認して用水がいかないといろいろな条件があると思うんですよ。地図で見ると現場は違います。そこまでして検討するのが必要ではないかと思いますが。

田代議長 ここは水のことなどは私が詳しいから申し上げますが、ここは町外の方が頑張って作られていましたが亡くなられて、今は息子さんがされていましたが、用水の管理が長さが長いので、いつも水が入らないと言って、稗なども結構繁殖して苦勞されてた土地です。転用されるについては問題ないと思いますが、今度道の向かいにハウスを建てられたので、先ほど話が出たように、朝から日照が無いとかは配置的にですね、これは開発になりますので注目していこうかなとは思っています。

す。

事務局 審議的には転用としての案件として問題があるのかどうかということになると思いますが、検討ということで今回否決するとなった時、どういったことの話を持っていくのか。今回はダメでした。検討してくださいというのは難しい話かなと思います。

委員 優良農地をつぶしてまで建てなくてはいけない、という理由がないですよ。他に土地がなかったというだけの理由ですか。

事務局 私は申請者ではありませんが、優良農地だからという理由は疑問があります。その転用としての中身に問題があるのかないのかの審議が必要であります。

委員 だいたい転用はできないんでしょう。

事務局 集落接続という法的に認められた規定があるので、それには合致はしますというのには確かにあります。この案件は事前に県の方にも資料等も送り相談しました。県としては認められるという回答をもらっています。

田代議長 隣接のハウス農家と申請者と、日照権というのはなかなか言えないところもあるけど、農業委員会でそういう意見が出たから、私の責任において申請者と会って、県に挙げる前に話をしたいと思います。私と事務局で申請者と隣接者を呼び出して決めたいと思います。

委員 申請者と3人で話し合って、良いと言われた場合はそれで決定ということでしょうか。

田代議長 良いと言われたら、それでいいでしょう。

委員 悪いと言われた場合、それは効果はないでしょう。今は隣接の同意はいらないでしょう。

事務局 言われたように、これはお願いということになると思います。隣接者が反対したからといって、隣接同意書は必要ないとなっております。

以前は宇土市の農業委員会も隣接同意を取っていたかと思いますが、今はなくなっています。法的には縛りがなくなったのでその同意もなくなったのだらうと思いますが、他の市町村では現在も同意を取っているところもありますが、同意がないことで許可をしないというのは問題があると思います。

委員 日照のことで建物関係は言われるんでしょうか。

事務局 審議の内容として日照問題は言われると思います。総会でそういう意見があったというのはですね。

委員 今回は保留として、再度検討するということではいかにでしょうか。

委員 土地の半分は残るが、そこは何をされるのか。

事務局 資材置き場や通路となります。バックホーとか大型の機材を入れるということですので。

田代会長 今から、事務所の資料を取りに行きますので、届くまで次を進めたいと思います。

それでは議案第50号、相続税納税猶予に関する適格者証明願いについてを議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 説明の前に訂正をお願いします。17ページをお開きください。8段目の農地が今回の対象農地から外れましたので、訂正致します。それでは説明いたします。この案件は租税特別措置法の第70条の6第1項の相続税の納税猶予の適用を受けるための適格者であることの証明願いです。農業相続人が農業を営んでいた被相続人から、相続や遺贈により農地を取得して農業を営む場合、又は一定の貸し付けにより農地としての利用が確保される場合は、一定の要件の下、納税が猶予されることとなっております。被相続人は死亡の日まで農業を営んでおり、願い出人の相続人は平成27年から農業経営を行ってまいり、今後も引き続き農業を行うものと認められるものであり、適用の要件を満たしているものと思われま。相続地の内容は、議案書の

通り11筆、合計面積は24706㎡となっております。以上です。
議案審議をお願いします。

田代議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

事務局 申告の際にこの農業委員会の証明が添付資料として必要となるということ
です。
ただし、土地の縛りが出てきますので、転用したり譲渡したり荒地地
にしたりした場合は、贈与税に利子税が加算して遡って課税される
ということになります。ただし全農地の20%未満でしたらその分
に対してだけ課税されますけど。20%を超えた場合は全農地
に対して遡って課税されることとなります。

委員 何年猶予されるのか。

事務局 相続人が亡くなるまでです。

田代議長 他にありませんか。

無いようですので承認ということで、議案第50号については証明書を
発行します。

それでは議案第51号、農用地利用集積計画の同意を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。説明いたします。
番号98番、借り手・貸し手・物件の所在は議案書の通りです。地目
田、面積2筆合計の3987㎡、平成29年12月26日から平成3
2年12月25日までの3年間の賃借権の再設定となっており、借賃
は10アール当たり米1俵となっております。
番号99番、借り手・貸し手・物件の所在は議案書の通りです。地目
田、面積2062㎡、平成30年1月1日から平成34年12月31
日までの5年間の賃借権の再設定となっており、借賃は1筆当たり米
2俵となっております。
番号100番、借り手・貸し手・物件の所在は議案書の通りです。地
目田、面積は3733㎡の内、1700㎡、平成30年1月1日から
平成36年12月31日までの7年間の賃借権の設定となっており、

借賃は1筆当たり150000円となっております。

番号101番, 借り手・貸し手・物件の所在は議案書の通りです。地目田, 面積3565㎡, 平成29年12月26日から平成34年12月25日までの5年間の賃借権の再設定となっております, 借賃は1筆当たり40000円となっております。

番号102番, 借り手・貸し手・物件の所在は議案書の通りです。地目田, 面積1011㎡, 平成29年12月26日から平成34年12月25日までの5年間の使用賃借権の再設定となっております。

番号103番, 借り手・貸し手・物件の所在は議案書の通りです。地目田, 面積1539㎡, 平成30年1月1日から平成34年12月31日までの5年間の賃借権の再設定となっております, 借賃は10アール当たり米1俵となっております。

番号104番, 借り手・貸し手・物件の所在は議案書の通りです。地目田, 面積2166㎡, 平成30年1月1日から平成39年12月31日までの10年間の使用賃借権の再設定となっております。

番号105番, 借り手・貸し手・物件の所在は議案書の通りです。地目田, 面積4143㎡, 平成30年1月1日から平成39年12月31日までの10年間の使用賃借権の再設定となっております。

番号106番, 借り手・貸し手・物件の所在は議案書の通りです。地目田, 面積764㎡, 平成30年2月1日から平成35年1月31日までの5年間の賃借権の設定となっております, 借賃は10アール当たり30000円となっております。

番号107番, 借り手・貸し手・物件の所在は議案書の通りです。地目田, 面積684㎡, 平成30年2月1日から平成35年1月31日までの5年間の賃借権の設定となっております, 借賃は10アール当たり30000円となっております。

番号108番, 借り手・貸し手・物件の所在は議案書の通りです。地目が4筆とも田で, 面積が合計の3648㎡, 平成30年2月1日から平成35年1月31日までの5年間の賃借権の設定となっております, 借賃は10アール当たり30000円となっております。

続きまして21ページをお開きください。

こちらが, 今月の利用権設定等状況一覧表となっております。

続きまして22ページをお開きください。こちらのページ左側が, 今月の利用権設定となっております。合計だけ読み上げますと, 利用権設定が25269㎡となっております。ページ右側が1月からの累計

となっております。合計だけ読み上げますと、利用権設定が364309㎡、所有権移転が6988㎡行われております。以上です。

田代議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 借賃が空白のところは無料なんですか。

事務局 使用貸借なので無料です。

田代議長 他にありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議無しということですので、議案第51号については同意をいたします。
以上で、農用地利用集積計画については、同意したことを市へ通知をいたします。
次に報告12号、農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約の報告についてを議題とします。事務局より報告をお願いします。

事務局 説明いたします。番号1番、解約農地は議案書記載の通りです。地目田、面積が1282㎡で、賃貸人・賃借人も議案書記載の通りです。平成29年11月28日付け、双方の合意によるための解約となっております。以上です。

田代議長 以上で予定しておりました案件は終わりましたけど、先ほどの5条申請申請番号5番について説明をします。
図面では、建物は5mで、建物も道路から5m引いてあります。そして道路が5mほどあります。ハウスが道路と1mほど離れているので、11mほど離れているようです。

委員 高さは何mくらいですか。

田代議長 図面上では建物の高さは、高いところで6mです。勾配が少ない合掌造りで幅が17m、それに軒が各1mあるので19mになります。

委員 現場に6 mの棒などを立てて、日当たりを見てみたらいかがですか。

田代議長 現場で立ち会って、日照権が課題となったということで、確認することにします。
申請番号5番については、今回は保留として、次回報告をします。
今総会では保留がありましたが、予定しておりました案件の審議はすべて終わりました。
その他で事務局から何かありますか。

事務局 活動記録簿を毎月出してもらっています。見させてもらった中で、あまり書いてなかったりが実際ありますので、農業委員さん・推進委員さんとして活動した場合は、必ず記載をお願いします。実際活動していても記録がない場合は、国や県などの検査などでも指摘を受けますので、ぜひ、記入をお願いします。記入例は、記録簿の中にも掲載してありますのでお願いします。

委員 電話したこともいいのか。

事務局 電話したとか、電話で相談を受けた場合もいいです。何でも記載をお願いします
以上です。

佐美三副会長 それでは第13回総会を閉会します。お疲れ様でした。

議 長 田代 洋一 印

議事録署名人 金田起代子 印

議事録署名人 中山 一一 印